

知立市学校給食センター調理等委託業務
公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月

知立市

□ 実施要領目次

1	事業名	1
2	事業の目的	1
3	事業の概要	1
4	応募期間（参加意向申出書の提出期間）	1
5	参加資格要件	2
6	事業者選定の流れ	3
7	提案募集スケジュール（予定）	3
8	現地見学会について	4
9	募集及びプロポーザル参加意向申出書について	4
10	参加資格の確認及び提案資格確認結果の通知	5
11	事業提案書の提出と作成要領	5
12	提案審査会（プレゼンテーション）	7
13	審査方法	7
14	契約に関する事項	8
15	事業の実施に関するその他事項	9
16	その他	9
17	問合せ先	10
	《様式》	11

知立市学校給食センター調理等委託業務公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務名

知立市学校給食センター調理等委託業務

2 目的

知立市（以下「本市」という。）では、学校給食が教育の一環であることを理解し、安全・安心な学校給食を提供しながら、学校給食業務の運営合理化を図るため、知立市学校給食センター調理等業務を民間事業者へ委託する。

知立市学校給食センター調理等委託業務（以下「本業務」という。）の実施にあたり、食材の検収、調理（アレルギー対応食の提供を含む）、調理器具等の洗浄・消毒、その他施設維持管理を一括で委託できる、本市に最も適した事業提案者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

3 事業の概要

- (1) 食材の検収・搬入業務
- (2) 調理・配缶業務
- (3) 食器具等の洗浄・消毒・保管業務
- (4) 安全衛生管理業務
- (5) その他委託業務の詳細については、「別紙1 知立市学校給食センター調理等委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(6) 委託期間

令和6年8月1日から令和9年7月31日まで（3年間）

(6) 契約限度額

令和6年度（8月～3月） 74,859,000円

令和7年度（4月～3月） 112,289,000円

令和8年度（4月～3月） 112,289,000円

令和9年度（4月～7月） 37,430,000円

合計336,867,000円（消費税及び地方消費税を含む3年間の総額）

ただし、この金額は契約予定金額を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものであることに留意し、委託見積金額はこの限度額を超えてはならないものとする。なお、消費税及び地方消費税の税率については、現行の標準税率（10%）で計算するものとする。契約期間中に税制度の変更があった場合は、その都度、本市との協議により決定する。

4 応募期間（参加意向申出書の提出期間）

令和6年4月8日（月）～4月19日（金）午後5時必着

5 参加資格要件

(1) 応募者

- ア. 学校給食法第1条（昭和29年法律第16号）に規定する目的に沿って、学校給食が学校教育の一環であることを理解し、児童生徒のために安全な学校給食の調理等を円滑に実施できる者
- イ. 令和6年4月19日までに必要な書類を知立市教育庶務課学校給食係（給食センター）へ提出し、適正に受理された者。

(2) 応募者の資格

- ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）。
- イ. 業務の種類に応じ、令和6年6月上旬の契約締結時点において知立市入札参加資格者名簿に登載されている者であり、かつ資本の額が1千万円以上、売上高が10億円を超え、従業者数が1千人を超えること。
- ウ. 参加意向申出書の提出期限の日から優先交渉権者の特定の日までの間に知立市入札参加資格停止要領（令和2年5月1日）による入札参加資格停止を受けていないこと。
- エ. 知立市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（令和4年4月1日）に基づく排除措置を受けていないこと。
- オ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- カ. 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- キ. 学校給食（給食センター方式）において3,500食/日以上の実施実績を有すること。
- ク. 過去3年以内に食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業停止の処分を受けたことがないこと。
- ケ. 文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理マニュアルを自社において確立し、HACCPに基づき衛生管理手法を取り入れ、現にこれに基づき調理業務を実施していること。
- コ. 文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生教育カリキュラムを自社において確立し、現にこれに基づきパート職員を含む全職員を対象として実施していること。

(3) 応募に関する留意事項

- ア. 費用負担
応募に関するすべての書類作成および提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- イ. 提出書類の取扱い・著作権
提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、原則として提出書類は返却しない。また、本市は本業務以外の目的で提出書類を使用し、情報を洩らしたりすることはない。なお、応募者の提出した書類の著作権に関しては、契約締結時点で本市に帰属するも

のとする。

ウ. 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護され第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

エ. 本市からの提出資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

オ. 1 応募者の複数提案の禁止

1 応募者は、1つの提案しか行うことができない。

カ. 提出書類の変更の禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

キ. 虚偽の記載の禁止

参加表明又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明及び提案書を無効とする。

6 事業者選定の流れ

(1) 応募者

本提案募集への応募者は、「5 参加資格要件」で定める資格要件を満たす者とする。

(2) 参加資格要件の確認及び確認結果通知

参加表明した者の参加資格要件を確認し、結果を通知する。

(3) 最優秀提案の選定

知立市学校給食センター調理等委託業務選定委員会により、提案内容を審査し、最優秀提案1者を選定する。

(4) 詳細協議

最優秀提案をした者は、現地調査を実施し、契約の諸条件等について詳細協議を進めるものとする。詳細については、「14 契約に関する事項」を参照すること。

なお、詳細協議が不調に終わった場合には、次点の業者と協議を行うものとする。

7 提案募集スケジュール（予定）

提案募集及び選定は、次の日程で行う。

項目	日程
実施要領の公開	令和6年4月8日（月）
現地見学会参加申込提出期限	令和6年4月15日（月）午後1時まで
現地見学会開催日	令和6年4月16日（火）
質問の受付	令和6年4月8日（月）～4月19日（金）午後5時まで （質問は4月24日（水）までに随時HPで回答を公表）
参加意向申出書の提出期間	令和6年4月8日（月）～4月19日（金）午後5時まで

資格確認結果の通知	令和6年4月24日（水）
事業提案書の受付	令和6年4月24日（水）～5月15日（水）午後5時まで
提案審査会（プレゼンテーション）	令和6年5月21日（火）
審査結果の通知	令和6年5月27日（月）
契約の締結	令和6年6月上旬
業務開始準備	契約の締結から
業務履行開始	令和6年8月1日（木）
給食提供開始	令和6年9月2日（月）

8 現地見学会について

公募型プロポーザルに対し、現地見学を希望する事業者にあつては、令和6年4月15日（月）午後1時までに現地見学会参加申込書（様式第1）を電子メールで次のとおり提出すること。

（1）現地見学会日時

令和6年4月16日（火）午後3時から1時間程度

（2）場所及び申し込み先

知立市学校給食センター 知立市八ツ田町川畔123番地1

電話：0566-81-3761 e-mail:kyushoku@city.chiryu.lg.jp

（3）留意事項

- ア. 参加人員は2名以内とする。
- イ. 現地見学会は一般見学通路から施設概要を見学するもので、調理場内への入場はできない。また、通路からはすべての調理工程を確認できるわけではなく、設備・機器等の説明は行わない。なお、見学会への参加の有無が審査に影響することはない。
- ウ. 見学会場における質問は受け付けない。
- エ. 見学にあつては、本市の指示に従い、施設内の業務従事者等には話しかけないこと。

9 募集及びプロポーザル参加意向申出書について

（1）質問受付

本実施要領、業務仕様書及び現地見学会等について不明な点がある場合は、下記の方法により提出すること。

- ア. 提出期間 令和6年4月8日（月）～4月19日（金）午後5時まで
- イ. 提出方法 質問書（様式第2）に必要事項を記載のうえ、給食センターあてに電子メールすること。なお、上記以外の方法による質問には回答しないものとする。
- ウ. 回答方法 上記の期間中に質問書の提出があつた場合は、質問者の名称等は伏せたうえで、令和6年4月24日（水）までに随時回答をホームページ上にて公表するものとする。

（2）プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加意向の場合、下記の方法により必要書類を提出すること。

- ア. 提出期間 令和6年4月8日（月）～4月19日（金）午後5時まで

イ. 提出方法 ウ. に示す提出書類に必要事項を記入のうえ、必要な資料を添付して給食センターあてにメールにより提出すること。なお、提出書類は、圧縮ファイルおよびパスワードを設定したうえで提出することを可能とする。その際は、パスワードを本実施要領 17. 問合せ先まで連絡すること。

ウ. 提出書類

・プロポーザル参加意向申出書（様式第 3）

・会社概要（様式第 4）

会社概要には、設立年月日、代表者氏名、設立年、事業内容、年間売上金額、営業所一覧、従業員数及び会社の特徴等について具体的に記載して提出すること。

なお、会社パンフレット等で記載内容を満たしている場合、それを添付してもよい。

・企業状況表（様式第 5）

チェック項目に必要事項を記入の上、直近 1 期分の財務諸表（損益計算書及び貸借対照表）を提出すること。

・業務実績調書（様式第 6）

参加資格にある学校給食調理業務の受託実績を提出すること。

10 参加資格の確認及び提案資格確認結果の通知

参加申込者が参加要件を満たす者であるか確認し、事業提案書の提出者を決定した後は、参加資格の有無及び必要事項を提案資格確認結果通知書（様式第 7）により、令和 6 年 4 月 24 日（水）までに参加申込者に電子メールにて通知するものとする。なお、審査結果に係る問合せ及び異議申立ては、一切受け付けない。

11 事業提案書の提出と作成要領

(1) 事業提案書の提出

令和 6 年 4 月 24 日（水）までに電子メールにて本市が通知する提案資格確認結果通知書（様式第 7）を受け、提案資格有と認められた応募者は、当該事業提案書を次のとおり提出すること。

ア. 提出期間 令和 6 年 4 月 24 日（水）～5 月 15 日（水）午後 5 時まで

イ. 提出方法 必要事項に記入及びウ. 提出書類で示す書類を提出すること。なお、ウ. 提出書類で示す書類は、圧縮ファイル及びパスワードを設定した上で電子メールにより提出することを可能とする。その際は、パスワードを本実施要領 17. 問合せ先まで連絡すること。

ウ. 提出書類

次の書類について、全て PDF 形式で提出すること。

1. 事業提案書（自由様式）

仕様書及び以下の採点基準の内容を踏まえ、次の内容を記載すること。

① 基本事項

- ・学校給食の意義や目的及び食育に対する理解度
- ・学校給食調理業務等の取り組み姿勢

② 調理業務実施体制

- ・学校給食提供のための人員配置計画
- ・従事者の勤務体制及びローテーション（急病等による欠員補充体制を含む）
- ・学校給食における食物アレルギー対応食提供
- ・食材の検収体制

③ 衛生管理体制

- ・HACCPに基づいた衛生管理体制
- ・従事者に対する学校給食衛生管理教育及び研修計画
- ・従事者の健康管理体制

④ 危機管理体制

- ・食中毒やその他の事故発生時の対応
- ・異物混入や食数誤り等の処理体制と防止策

⑤ その他独自の取組

- ・地域との連携事業やコンテスト入賞料理のメニュー化
- ・他の事業者と差別化が可能な提案

⑥ 見積金額

- ・コスト削減に対する取り組み

2. 見積書（様式第8）

見積金額のほか積算内訳について、人件費、保健衛生費、現場経費、管理費等がわかるようにし、添付すること。

（2）作成要領

- 各提出書類のファイル名には「1. 事業提案書（〇〇会社）.pdf」のように、番号、提出書類名、事業者名を記載し、閲覧しやすいようにすること。
- 各提出書類の規格、書式、頁数の制限については、特に定めのないものとする。ただし、文字の大きさ等見やすさに留意すること。
- 事業提案書には表紙をつけ、本業務名と提案事業者名を記載すること。
- 略語や専門用語については、必要に応じて脚注を付すこと。

（3）提案書の提出後の取扱い

提案書の変更、差し替え、再提出、返却には応じないものとする。

（4）事業提案書等の公開又は非公開の別

選定された事業提案書等の提出書類は公開の対象とする。選定されなかった事業者の事業提案書類は事業者名をはじめ、非公開とする。ただし、知立市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。

（5）提案の無効

- 提案者が同一事項のプロポーザルに対して2以上の提案をしたとき。
- 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- 提案に対して談合等の不正行為があったとき。

- エ. 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、または識別しがたい見積または金額を訂正した見積をしたとき。
- オ. その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

(6) 参加を辞退する場合

プロポーザル参加意向申出書を提出した応募者が、参加を辞退する場合は、辞退理由を明記した提案辞退届（自由様式）を令和6年5月15日（水）午後5時までに事務局宛に提出すること。

1 2 提案審査会（プレゼンテーション）

- (1) 日 時 令和6年5月21日（火）午前9時から午後5時まで
※各参加者の時間等詳細は参加者数により変更することもあるため、参加者ごとに別途通知する。
- (2) 場 所 知立市学校給食センター 2階会議室
※控室は、知立市学校給食センター 食堂
- (3) 出席者 1提案につき3名以内
- (4) 方 法 持ち時間は40分間とし、下記の時間配分で実施する。
〔時間配分〕 準備（5分）、企画提案内容のプレゼンテーション（20分）、ヒアリング（10分）、片付け（5分）
※なお、提案者が7者以上の場合は、提案審査会をプレゼンテーション形式から書類審査に変更する場合がありますので、留意すること。変更する場合には別途通知するとともに、公正を期すため資料に疑義がある場合は、質問することがある。
- (5) プレゼンテーション内容
提出した提案書をもとに、説明することを主とし、必要に応じて補足するものとする。また、必要に応じて、追加資料を求めることがある。
- (6) 当方で準備できる資材
 - ① プロジェクター、マイク
 - ② 会場の電源、コードリール

1 3 審査方法

知立市学校給食センター調理等業務委託選定委員会を設置し、業務の内容に最も適すると認められる事業者を決定する。

(1) 選定委員会の構成

委員 教育部長
教育庶務課長

学校教育課長
子ども課長
学校教育課主幹
学校給食係長
栄養教諭 1名
合計7名（予定）

（2）評価基準及び配点基準

審査における評価基準は、別紙1「知立市学校給食センター調理等委託業務公募型プロポーザル評価基準表」のとおりとする。

なお、応募者が1者だけの場合でも、提案審査会を実施し、審査を行う。

（3）優先交渉権者の決定

- ア. 各項目の配点の合計を1委員につき100点満点として採点し、各委員の採点数の合計（委員7名／700点満点）に見積金額による価格点（満点30点）を加算した評価合計点が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。
- イ. 委員の合計点数の合計が50%以上（365点以上）であることを最低基準とする。
- ウ. 最も高い評価合計点を得た者が複数となった場合、選定委員会で協議の上、優先交渉権者を決定する。

（4）審査結果の通知及び公表

- ア. 審査結果は、令和6年5月27日（月）までに、事業提案書の提出者全員にプロポーザル結果通知書（様式第9）により電子メールにて通知するものとする。
- イ. 審査結果（業者名・点数）を、ホームページ上にて公表する。
ただし、審査結果の詳細は公表しない。
- ウ. 審査結果に対する異義を申し立てることはできない。

（5）失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア. 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合。
- イ. 提案書類に虚偽の記載があった場合。
- ウ. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- エ. 本実施要領に違反すると認められる場合。

14 契約に関する事項

（1）契約の締結

契約内容について、本市と協議が成立した場合は、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、当該委託業務契約を締結する。

なお、本市と優先交渉権者の協議の結果、契約に至らなかった場合は、同様に次点交渉権者と協議を行うものとする。

（2）契約の枠組み

ア. 契約締結時期

令和6年6月上旬

イ. 契約金額

仕様書に基づき提案書で提示された金額を基に、協議により決定する。ただし、当初の仕様書に変更が生じる可能性があることから、柔軟に対応することとする。

(3) 事業実施におけるリスク分担

提案が達成しないことによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、本市の指示又は過失に起因するものや天災等の事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

15 事業の実施に関するその他事項

(1) 誠実な業務遂行

ア. 事業者は、本実施要領及び配布資料諸条件に沿って誠実に業務を遂行すること。

イ. 業務遂行にあたり疑義が生じた場合には、両方で誠意をもって協議すること。

(2) 事業契約期間中の事業者との関わり

事業者は、事業者の責により遂行され、本市は契約書に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

(3) 事業の継続が困難となった場合における措置

ア. 事業者の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、本市は、事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、事業者が当該期間内に改善することができなかった場合には、本市は、事業者との契約を解除することができるものとする。

イ. 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合には、本市は、事業者との契約を解除することができる。

ウ. ア又はイにより契約を解除した場合には、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

エ. 不可抗力、その他本市又は事業者の責に帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合には、本市と事業者は、事業継続の可否について協議する。

16 その他

(1) 知立市入札参加資格者名簿への登載に関しては、あいち電子調達共同システムウェブサイトにて確認すること。

(2) 本市は優先交渉権者決定後、契約内容について優先交渉権者の提案に拘束を受けないものとする。

(3) 事業提案書等の作成及び提出、プレゼンテーション等に伴う一切の経費は、すべて事業者の負担とする。

- (4) 提出された事業提案書等の書類は返却しない。
- (5) 選考結果による異議の申立ては受け付けない。
- (6) 理由を問わず、参加意向申出書及び事業提案書等の提出期限の延長は行わない。
- (7) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (8) 「知立市公契約条例」及び「知立市公契約条例に係る労働環境の確認に関する要綱」の規定に基づく「労働環境の確認に関する特約条項」について、本契約の履行に従事する従業員に係る労働環境に関し、知立市指定の調査票（労働環境確認報告書）を記入し、本契約締結後速やかに提出するものとする。詳細については、労働環境の確認に関する特約条項を参照のこと。また、労働環境確認報告書の様式は、知立市ホームページよりダウンロードすること。

17 問合せ先

愛知県 知立市役所 教育部教育庶務課学校給食係
郵便番号 472-0012
所在地 愛知県知立市八ツ田町川畔123番地1
電話 0566-81-3761
F A X 0566-81-3767
E-mail kyushoku@city.chiryu.lg.jp

(様式第1)

令和 年 月 日

現地見学会参加申込書

知立市長 林 郁 夫 様

商号又は名称 _____

所在地 _____

代表者 職 氏名 _____

担当者 職 氏名 _____

電 話 番 号 _____

知立市学校給食センター調理等委託業務プロポーザルの実施に伴い、現地見学会を希望し、下記の者の参加を申し込みします。

記

1 参加者

氏 名	所 属	役 職

2 留意事項

- ・参加人数は、1事業者につき2名以内とする。
- ・調理場内へは入場できず、一般見学通路からの施設概要見学となる。
- ・参加希望のない場合は提出不要とする。

(様式第2)

令和 年 月 日

質問書

知立市長 林 郁 夫 様

商号又は名称 _____
所在地 _____
代表者 職 氏名 _____
質問者 職 氏名 _____
電 話 番 号 _____

知立市学校給食センター調理等委託業務に係るプロポーザルにあたって、実施要領等に関して、下記の事項について質問がありますので提出します。

記

質問 1	該当資料		該当ページ	
	質問内容			
質問 2	該当資料		該当ページ	
	質問内容			
質問 3	該当資料		該当ページ	
	質問内容			

注) 質問は、簡素にまとめて記載すること。

注) 質問数が3を超える場合は、本様式に準じて作成し、番号を符番して提出すること。

(様式第3)

令和 年 月 日

プロポーザル参加意向申出書

知立市長 林 郁 夫 様

商号又は名称 _____

所在地 _____

代表者 職 氏名 _____

下記案件について、プロポーザルへの参加を申し込みます。
なお、添付の必要書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業 務 名 知立市学校給食センター調理等委託業務
- 2 履 行 場 所 知立市学校給食センター
- 3 履 行 期 間 令和6年8月1日～令和9年7月31日（3年間）
- 4 必 要 書 類 (1)会社概要（様式第4）
(2)企業状況表（様式第5）：直近1期分の財務諸表（損益計算書及び貸借対照表の写し）
(3)業務実績調書（様式第6）：参加資格にある学校給食業務の受託実績

(様式第4)

令和 年 月 日

知立市長 林 郁 夫 様

会 社 概 要

商号又は名称 _____
所 在 地 _____
代表者 職 氏名 _____
担当者 職 氏名 _____
電 話 _____
F A X _____

資本金	円
従業員数	名
(内訳)	事務系 名 ・ 技術系 名
ISO 取得状況	
事業概要 (設立年、事業内容、年間売上金額、営業所一覧)	
会社の特徴	

※1：設立年月日、代表者氏名、設立年、事業内容、年間売上金額、営業所一覧、従業員数及び会社の特徴等について具体的に記載すること。なお、会社パンフレット等で記載内容を満たしている場合、様式第4に代わってそれを添付してもよい。

(様式第5)

企業状況表

住 所		
商号又は名称		
代 表 者 名		
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない。	はい	いいえ
知立市入札参加資格者名簿に登録されている。又は登録されていない場合は、入札参加資格審査申請書を提出している。	はい	いいえ
資本の額が1千万円以上、売上高が10億円を超え、従業員数が1千人を超える。	はい	いいえ
参加意向申出書（様式第1）の提出期限の日から優先交渉権者の特定の日までの間に知立市入札参加資格停止要領（令和2年5月1日）による入札参加資格停止を受けていない。	はい	いいえ
知立市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（令和4年4月1日）に基づく排除措置を受けていない。	はい	いいえ
会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない。	はい	いいえ
民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしていない。	はい	いいえ
学校給食（給食センター方式）において、3,500食/日以上の実績実績を有している。	はい	いいえ
過去3年以内に食品衛生法（昭和22年法律第223号）の規定による営業停止の処分を受けたことがない。	はい	いいえ
文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理マニュアルを自社において確立し、HACCPに基づき衛生管理手法を取り入れ、現にこれに基づき調理業務を実施している。	はい	いいえ

<p>文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生教育カリキュラムを自社において確立し、現にこれに基づきパート職員を含む全職員を対象として実施している。</p>	<p>はい いいえ</p>
---	------------------------------------

注1) 必要事項を記入し、対応する部分には○を付けること。

注2) 上記について、疑義が生じた場合、必要に応じて関係機関への照会ないし根拠資料の提出を求める場合があります。

注3) 直近1期分の財務諸表（損益計算書、貸借対照表）を提出すること。

(様式第6)

業務実績調書

住 所	
商号又は名称	
代 表 者 名	

学校給食（給食センター方式）調理業務受託実績

自治体名	業務名	1日当たり提供食数 (アレルギー対応食数)	履行期間
【記入例】 愛知県 知立市	学校給食センター調理 等委託業務	6,000食 (50食)	令和3年8月1日 ～ 令和6年7月31日

【注意事項】

※1) 小中学校等の受託実績について記入すること。なお、受託実績が複数ある場合は、契約の新しいもの、履行期間が長いもの、提供食数が多いものを中心に5契約以内とする。

(様式第7)

提案資格確認結果通知書

令和 年 月 日

御中

知立市長 林 郁 夫

下記プロポーザル案件について、提案資格確認結果を通知します。

記

業 務 名	知立市学校給食センター調理等委託業務
履 行 場 所	知立市学校給食センター
履 行 期 間	令和6年8月1日から令和9年7月31日までの 3年間（長期継続契約）
提 案 資 格 の 有 無	（資格有の場合）資格を有することを認めます。 （資格無の場合）次により、資格を有することを認めません。 理由：〇〇のため。
担当課	教育庶務課

(様式第8)

見 積 書

商号又は名称 _____

所 在 地 _____

代表者 職 氏名 _____

知立市学校給食センター調理等委託業務について、実施要領等を承諾の上、下記の通り見積します。

1 業務名 知立市給食センター調理等委託業務

2. 見積金額（消費税及び地方消費税を含んだ金額）

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

内訳

年 度	金 額 (円)
令和6年度（令和6年8月1日～令和7年3月31日）	
令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）	
令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）	
令和9年度（令和9年4月1日～令和10年7月31日）	

【注意事項】

※1) 見積金額はアラビア数字で記入し、頭数字の前に¥記号を付すこと。

2) 見積金額（総額）と年度内訳が合致すること。

3) 見積金額の積算内訳について、人件費、保健衛生費、現場経費、管理費等）がわかるようにし、添付すること。

(様式第9)

プロポーザル結果通知書

令和 年 月 日

御中

知立市長 林 郁 夫

貴社より提出のあった下記プロポーザル提案書について、審査結果を次の通り通知します。

記

事業名	知立市学校給食センター調理等委託業務
事業場所	知立市学校給食センター
履行期間	令和6年8月1日から令和9年7月31日までの 3年間（長期継続契約）
審査結果	（結果1：優先交渉権者宛）貴社を優先交渉権者として特定しました。 契約等の手続きについては、別途連絡します。 （結果2：他の参加者宛）以下のものを、優先交渉権者として特定しました。 優先交渉権者：
担当課	教育庶務課